

平成 30 年 11 月

第 1 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月13日】

1 櫻井清蔵（勇政） 18～27ページ

議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 平成27年11月2日、午後3時15分頃に発生した人身事故の和解内容について尋ねる
 - (1) 事故の経緯と和解内容の詳細について
 - (2) 人身事故に伴う物件損害について
 - (3) 既払い金2,592,470円について
 - (4) 損害賠償の額と過失割合について

2 伊藤彦太郎（勇政） 27～32ページ

議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第14款 災害復旧費について
 - (1) 災害箇所は網羅出来ているのか
 - (2) 災害発生防止に向けた取り組みについて
 - (3) 財源について

3 福沢美由紀（日本共産党） 32～38ページ

議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第14款 災害復旧費について
 - (1) 道路橋梁災害復旧事業の内容について
 - (2) 河川災害復旧事業の内容について
 - (3) 公園施設等災害復旧事業の内容について
 - (4) 公立学校施設災害復旧事業の内容について
 - (5) 社会教育施設災害復旧事業の内容について

平成30年11月12日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成30年11月12日（月）午前10時 開会及び開議

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 議長の選挙
-

●議事日程（第1号の2）

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 諸報告
 - 第 5 副議長の選挙
 - 第 6 議員提出議案第2号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
 - 第 7 鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙
 - 第 8 議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
 - 第 9 議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について
 - 第 10 議案第69号 亀山市監査委員の選任同意について
-

●追加日程

- 第 1 閉会中の継続調査について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻井 義之 君 副 市 長 西口 昌利 君

総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	健康福祉部次長	伊藤早苗君
産業建設部次長	亀淵輝男君	生活文化部参事	深水隆司君
産業建設部参事	服部政徳君	産業建設部参事	草川保重君
会計管理者	渡邊知子君	消防長兼消防部長	平松敏幸君
消防署長	豊田邦敏君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	青木正彦君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査課長	渡邊靖文
書記	水越いづみ	書記	村主健太郎

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○事務局長（草川博昭君）

おはようございます。

本日の臨時会は、一般選挙後、初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、小坂直親議員が年長でありますので、ご紹介を申し上げます。

小坂議員、議長席へお願いします。

(小坂直親議員 議長席に着席)

○臨時議長（小坂直親君）

ただいま紹介をいただきました小坂直親でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

これより平成30年第1回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席に指定します。

次に日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長（小坂直親君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長（小坂直親君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（小坂直親君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○臨時議長（小坂直親君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（草川博昭君）

- 1 番 草 川 卓 也 議員
- 2 番 中 島 雅 代 議員
- 3 番 森 英 之 議員
- 4 番 今 岡 翔 平 議員
- 5 番 新 秀 隆 議員
- 6 番 尾 崎 邦 洋 議員
- 7 番 中 崎 孝 彦 議員
- 8 番 豊 田 恵 理 議員
- 9 番 福 沢 美由紀 議員
- 10 番 森 美和子 議員
- 11 番 鈴 木 達 夫 議員
- 12 番 岡 本 公 秀 議員
- 13 番 伊 藤 彦太郎 議員
- 14 番 前 田 耕 一 議員
- 15 番 前 田 稔 議員
- 16 番 服 部 孝 規 議員
- 18 番 櫻 井 清 蔵 議員
- 17 番 小 坂 直 親 議員

○臨時議長（小坂直親君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（小坂直親君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（小坂直親君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

4番 今岡翔平 議員及び

9番 福沢美由紀 議員

を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○臨時議長（小坂直親君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票16票、無効投票2票、有効投票中、小坂直親議員11票、鈴木達夫議員5票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、私、小坂直親が議長に当選しました。

これをもって、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知とします。

それでは、私からご挨拶を申し上げます。

○17番（小坂直親君）

本来ですと、この下で挨拶をさせてもらうのが本意でございますけど、仮議長が議長ということになりましたので、議長席を空席にしての議場運営はできないということで、自席のこの議長席からご挨拶をさせていただきますのでご了承願いたいと思います。

先ほどは皆さん方の多大なご支援によりまして、再度議長に就任させていただきました、小坂でございます。

大変厳しい選挙を皆さん方におかれましては勝ち抜いてこられたということで、有権者の皆さん方にいろんな公約をした上で当選をされたことだろうというふうに思います。

今、亀山市が抱える課題、問題点も多々あるかと思いますが、やはり議員みずからが使命を果たすべきことであろうというふうに思います。市民から負託を受けた議会に対する、また議員それぞれに対するご期待に添える議員であり、議会でなければならぬというふうに思っておりますので、議会も、市民に対して説明責任を果たすということがまず大事であろうというふうに思っています。そのことを今回、皆さん方に特にまたお願いをして、市民の負託に応えていきたいなというふうに

思っております。

また、今回は議会改革の一環として、本来ですと申し合わせで1年という議長席でございますけど、今期からは議長だけは2年間務めるといふ、大変重責を負わされております。私、浅学非才でございますが、皆さん方の力強いご支援によりまして、職務を全うしていきたいなあと思っております。

いずれにしましても、亀山市の抱える問題、課題がたくさん残っております。そのことをしっかり議論して、市民、地域の方々に説明責任を十分果たせる議会であり、議員であることを皆さん方に切にお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上をもちまして、私の臨時議長としての職務を終了します。

皆様のご協力、まことにありがとうございました。

ただいまから、改めて議長としての職務を行わせていただきます。

（議長交代）

○議長（小坂直親君）

暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長において作成しました議事日程第1号の2は、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

これより日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議席は、ただいまご着席の議席に指定します。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1 番 草 川 卓 也 議員

1 0 番 森 美和子 議員

のご両名を指名します。

次に日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日からあす13日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日からあす13日までの2日間と決定しました。

次に日程第4、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び平成30年度定期監査結果報告書が提出されておりますので、ご報告します。

次に日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（小坂直親君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（小坂直親君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長（小坂直親君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（草川博昭君）

1番 草川 卓也 議員

2番 中島 雅代 議員

3番 森 英之 議員

4番 今岡 翔平 議員

5番 新 秀隆 議員

6番 尾崎 邦洋 議員

7番 中崎 孝彦 議員

8番 豊田 恵理 議員

9番 福沢 美由紀 議員

- 10番 森 美和子 議員
- 11番 鈴木 達夫 議員
- 12番 岡本 公秀 議員
- 13番 伊藤 彦太郎 議員
- 14番 前田 耕一 議員
- 15番 前田 稔 議員
- 16番 服部 孝規 議員
- 18番 櫻井 清蔵 議員
- 17番 小坂 直親 議員

○議長（小坂直親君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小坂直親君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

4番 今岡 翔平 議員及び

9番 福沢 美由紀 議員

を指名します。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（小坂直親君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票18票、無効投票0票、有効投票中、中崎孝彦議員18票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、中崎孝彦議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中崎孝彦議員が議場におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

7番 中崎孝彦議員、ご挨拶をお願いします。

○7番（中崎孝彦君登壇）

皆さん、おはようございます。

先ほどの投票におきまして、副議長に選任をいただきました中崎孝彦でございます。どうぞよろ

しくお願いを申し上げます。

副議長に選任されまして、私、議長をしっかり支えて、議会運営の円滑化にしっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、私、所信表明演説のときにも皆様にはお話しをさせていただきました。今現在、もう私が言うまでもなく、この地方自治体を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがある、それは少子・高齢化による人口減少の問題でございます。この人口減少がどんどんどんどん進んでいきますと、どんなことが地方自治体に影響してくるのか。それは、とりもなおさず地方財政への非常に大きな影響が出てくる。そしてまた、地域コミュニティの機能低下を招く、いろいろな問題をこの地方自治体、全国の各自治体も抱えておるわけでございます。

その中で、今現在、少子化には行政のほうもいろいろ施策を取り組んでいただいておりますけれども、これは私が思っておりますのに、他の地方自治体とそう政策は変わりがないと思っております。この人口減少に取り組む、若者の定住促進、Uターンを促すいろんな施策を取り入れてはいただいておりますけれども、やっぱり定住促進についても、少子化の対策についても、他の地方自治体との政策の差別化、これが本当に大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。

そしてまたもう一つ、地域コミュニティの機能の低下は、本当に30年以内に南海トラフ地震が来るんじゃないかというような予想もされておりますが、その中で自助・共助・公助というものを盛んに言われております防災対策でございますが、このコミュニティの機能低下が共助の部分で非常に大きな影響を与えてくる、これは防災対策についても非常に危惧をするところでございます。共助をどうしていくのか、こういうふうな問題が大きな問題だと私は思っております。

こうした問題についても、行政が政策を提示をしてくる、提案をしてくる、それを待つのではなく、議会から議員提案、そして議員本人、それぞれの人が政策立案をする、そういう土壌を構築していかなければいけないというふうに思っているところでもございます。

全員協議会には、政策検討部会というのもございますが、政策についての検討というのはなかなか今までされていないというふうに思いますので、この辺を、そういう土壌をつくっていく。これも私一人ではもちろんできません。議長と相談させていただいて、皆様に提示をさせていただきながら、こういう土壌もしっかり構築をしていく。議員それぞれが施策の立案をしていく。そういう土壌をしっかりつくっていきたいというふうに思っているところでございます。

簡単ではございますけれども、副議長に就任をするに当たりましてご挨拶にかえさせていただきたいというふうに思います。

今後ともひとつよろしく申し上げます。きょうはありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

暫時休憩します。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議員提出議案第2号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。

そこで、今般、会派構成に変更が生じたことから、議会運営委員会の委員の定数を改正するものとし、改正内容につきましては、亀山市議会委員会条例第4条第2項に定める議会運営委員会の委員の定数を6人から5人に改めます。

施行日は、公布の日とします。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

議員提出議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第2号は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、本案について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議員提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議員提出議案第2号について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時18分 休憩)

(午後 1時55分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名しました。

また、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。各委員会の委員及び委員長、副委員長については、お手元に配付いたしました文書※本頁、次頁掲載のとおりでございますので、ご了承願います。

※ 常任委員会委員名簿

	総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
委員長	4番	今岡翔平	9番	福沢美由紀	13番	伊藤彦太郎
副委員長	5番	新秀隆	10番	森美和子	8番	豊田恵理
委員	1番	草川卓也	2番	中島雅代	7番	中崎孝彦
	3番	森英之	6番	尾崎邦洋	11番	鈴木達夫
	14番	前田耕一	12番	岡本公秀	16番	服部孝規
	18番	櫻井清蔵	15番	前田稔		

※ 予算決算委員会委員名簿

	議席	氏名
委員長	12番	岡本公秀
副委員長	15番	前田稔
委員	1番	草川卓也
	2番	中島雅代
	3番	森英之
	4番	今岡翔平

	5番	新 秀 隆
	6番	尾 崎 邦 洋
	7番	中 崎 孝 彦
	8番	豊 田 恵 理
	9番	福 沢 美由紀
	10番	森 美和子
	11番	鈴 木 達 夫
	13番	伊 藤 彦太郎
	14番	前 田 耕 一
	16番	服 部 孝 規
	18番	櫻 井 清 蔵

※ 議会運営委員会委員名簿

	議席	氏 名
委員長	10番	森 美和子
副委員長	13番	伊 藤 彦太郎
委員	12番	岡 本 公 秀
	14番	前 田 耕 一
	16番	服 部 孝 規

○議長（小坂直親君）

次にお諮りします。

議会運営委員会の委員長より、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 ・ 議会運営に関する事項
 ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 ・ 議長の諮問に関する事項
2. 理 由 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間 委員の任期中

平成30年11月12日

議会運営委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

続いて、お諮りします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること及び調査期間については委員の任期中とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること及び調査期間については委員の任期中とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第7、鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議長において指名することに決定しました。

本広域連合議会議員に、

3番 森 英之 議員

4番 今岡 翔平 議員

9番 福沢 美由紀 議員

10番 森 美和子 議員

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4名の議員を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました3番 森 英之議員、4番 今岡翔平議員、9番 福沢美由紀議員、10番 森 美和子議員が鈴鹿亀山地区広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名の議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に日程第8、議案第67号から日程第10、議案第69号までの3件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第67号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,117万円を追加し、補正後の予算総額を214億302万円といたしております。

今回の補正予算につきましては、さきの台風12号、台風21号及び台風24号により被災した公共土木施設及び文教施設の災害復旧に係る関係経費を計上いたしております。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第68号和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、亀山市太岡寺町地内において発生した庁用車両による人身事故に伴う損害賠償について、和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第69号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員のうちから選任する監査委員として、新 秀隆議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成30年度一般会計補正予算について補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、今議会に提出いたしました一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、7月の台風12号及び9月の台風21、24号による災害復旧費の予算補正をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の歳出から順次ご説明を申し上げます。

まず9ページをごらんください。

第14款災害復旧費、第1目現年発生公共土木施設災害復旧費、単独災害復旧事業の道路橋梁災害復旧事業550万円は、今福山口線など25カ所における道路のり面復旧や、倒木処理などに係る工事請負費を計上いたしました。

次の河川災害復旧事業100万円につきましては、上市瀬谷川の倒木処理等に係る工事請負費を計上いたしました。

次の公園施設等災害復旧事業240万円は、みずほ台第二公園のフェンス復旧に係る工事請負費を計上いたしました。

次の第2目現年発生文教施設災害復旧費、単独災害復旧事業の公立学校施設災害復旧事業93万円は、亀山東小学校の門扉取りかえに係る修繕料を計上いたしたところでございます。

次の社会教育施設災害復旧事業134万円は、関宿旅籠玉屋歴史資料館など4カ所における土蔵しっくい補修等の修繕料を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、7ページをごらんください。

第19款繰越金につきましては、今回の予算補正に要する一般財源として前年度繰越金1,117万円を計上いたしました。

以上で一般会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小坂直親君)

副市長の補足説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第69号までのうち、議案第69号については他の議案と切り離して先議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

議案第69号亀山市監査委員の選任同意については、先議することに決定しました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定より、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

本案は委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第69号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第69号について起立により採決を行います。

議案第69号亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小坂直親君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第69号亀山市監査委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

ただいま同意をされました5番 新 秀隆議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いします。

5番 新 秀隆議員。

○5番(新 秀隆君登壇)

ただいま監査委員の選任同意を賜りました新 秀隆でございます。どうかよろしくお願いいたします。

今期、私は監査委員としての任務を果たすべく、行政の計画、また予算の執行がきちんとできる

か、そして財産の管理、また公営企業の運営等、さまざまな一般事務等につきましても、きちっと公平に、そしてまた円滑に運営できているか、その点を渡部代表監査とともにしっかり見させていただく所存でございます。

このたびは大変ありがとうございました。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小坂直親君）

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす13日は午前10時から会議を開き、議案第67号及び議案第68号の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時20分 散会）

平成30年11月13日

亀山市議会臨時会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成30年11月13日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
第 2 議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について
第 3 特別委員会の設置について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	健康福祉部次長	伊藤早苗君
産業建設部次長	亀淵輝男君	生活文化部参事	深水隆司君
産業建設部参事	服部政徳君	産業建設部参事	草川保重君
会計管理者	渡邊知子君	消防長兼消防部長	平松敏幸君
消防署長	豊田邦敏君	地域医療統括官	伊藤誠一君
地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育部長	草川吉次君	教育委員会事務局参事	亀山隆君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	青木正彦君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭
書 記 水 越 いづみ

議事調査課長 渡 邊 靖 文
書 記 村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

それでは、日程第1、議案第67号及び日程第2、議案第68号を一括議題とします。

これより議案第67号及び議案第68号に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、今臨時会に提出されております議案について質疑をさせていただきたいと思います。

質疑の前に一言申し上げたいと思いますが、交通事故という事案は、被害者、加害者ともに事故を起こそうと思って、ただただ不幸な出来事であったと思えます。双方の一日も早い精神的かつ身体的な回復、日常生活に戻れることを願うものであることを申し上げて、質疑に入りたいと思いますが、提案理由によりますと、平成27年11月2日午後3時15分ごろにこの事故が発生し、その後、物損扱いとして対応されて、今議会に和解及び損害賠償の額の決定についての議案が提出されておりますけれども、この議案について、事故の経緯と和解内容について教えていただきたい。

といいますのも、基本的にこの事故について、さきの資料によると、和解案件について、専決処分として平成28年8月26日提出の別表に、平成28年7月20日専決、亀山市長 櫻井義之。庁用車両による人身事故に伴う物損損害分に係る損害賠償額を定めることについて。一つ、事故原因及び状況。それは今申し上げたとおり、自転車を破損されたと。相手方の氏名は伏せてありまして、損害額8,250円ということで専決第2号として決裁が行われております。

その後の経緯が一向にわかりませんもんで、まず経緯について、事故の経緯と和解内容の詳細について、お教え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、事故の経緯について申し上げます。

この事故は、平成27年11月2日午後3時15分ごろに発生したものでございますが、当時、

まちなみ文化財室に在籍しておりました職員が、職場のありました関支所から本庁へ向かうため、公用車に乗って太岡寺町の市道布気小野線を東に向かって走行していたときに、旧神辺コミュニティセンター前の交差点付近で、進行方向左側の市道太岡寺線から自転車に乗って出てこられた相手方と出会い頭に衝突し、相手方が頭部打撲の負傷をされた事故でございます。

次に、和解の内容でございますが、市は相手方に対し損害賠償額の支払い義務があることを認め、治療費33万8,140円と文書料1万4,330円、また相手方が既に受領済みでございます市加入の自賠責保険会社からの後遺障害保険金224万円のほかに、通院交通費、入院雑費、休業損害、慰謝料といたしまして450万円を支払うこととなっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一度確認したいんですけども、仮払い金259万2,470円の支払い、これをもう少し、今言われた中で自賠責保険、これはどのような流れで。市が受け取ってやったのか、本人がどうなのか、それをちょっと教えてください。もう少し詳しく。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公用車の保険に係る窓口を所管しておりますのが総合政策部でありますので、私から答弁させていただきます。

既払い金259万2,470円のうち自賠責保険224万円は、自賠責保険から直接被害者の方に支払われております。市を介せず支払われております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

公用車に係る自賠責保険で、市を経由せずに直接被害を受けられた方に支払われたと。そういうようなことはあり得るんですか、こんなことは。可能なんですか。一応、市がかけておる保険だから、一度市のほうへ受けて、それから事故の相手方に支払うのが普通の流れではないかと私は思うんですけど、それは私の勘違いですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

自賠責保険には、加害者が請求する場合と、被害者みずから請求する被害者請求というのもございます。それで請求されたということです。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その支払いには、市は関与していないというふうに理解すればいいですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この市の保険の窓口であります全国市有物件共済というところと被害者の弁護士との相談の上、市のほうにも自賠責保険を支払われるよという旨の連絡はいただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、連絡はいただいたけど、市はそこには関与、加害者請求、そうすると、後のほうがおかしくなってくるんと違うんですかな。

過失責任は、今回、和解金額1,289万6,663円に、市側が55%、それから加害者側が45%の双方の瑕疵があると。当然、市が55で加害者が45と。そうすると、比率からいくと市が今回の事故に対する非を見とるわけですよ、率からいくと。当然、被害者が自賠責を請求するのではなく、市が請求して誠意を持ってやらんならん立場は市のほうやないんですかな。市長どうやな、そこら辺は。

担当者任せかどうかわからんけれども、比率からいくと55対45という比率の中で、明らかに市のほうに落ち度があると。事故に遭われた方にも非があるかわからへんけれども、事故を起こした側に非があると。そうすると、当然、被害者に対して、被害を受けられた方に対しての比率、双方悪いんですけれども、比率からいくと55対45という比率やったら、市のほうが悪いんじゃないかと。悪ければ、市がそういうような手続を全てとるのが本来の姿やないかと私は思うけれども、被害者任せなんですか、これは。

そこら辺のところがよく理解できないんですよ。そこら辺をもう少し明確にしてください。市には非がないと。だから、加害者が自責に被害届を申し出ると。それでいいのかな、そんなことで。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

確かに市が55、相手方45で、市のほうが過失割合は高いものでございます。その中で、示談交渉の中で、224万というのは自賠責保険の最低限度額、この後遺障害の等級による、決められておる額を自賠責保険から支払われたということでございまして、示談がちょっと難航してございましたもので、被害者が請求できるという制度がございまして、被害者救済の観点から。

市としても示談に応じることができなかったもので、示談がまだ難航していたと。それではだめだということで、被害者側がみずから自賠責に請求することができますので、この制度を使われたということでございまして、加害者側も、市も両方とも請求できるという自賠責の制度上でございますので、市がほったらかしにしておいたとか、そういうことではございません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ようわからんのですのやわ、私も。

示談交渉をやっておったけれども、その示談に応じてもらえやんだもんで、被害者の方がみずか

ら申し出て250万を受け取ったと。それなら、それで終わりと違うんですかな。なぜ示談に応じられなかったという原因があるはずですよんか。違いますか。その原因は何ですよ、それなら。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

自賠責保険の制度上の224万円というのは、もう制度上で決まっております。それ以上に被害者側が任意保険の部分での請求をされてきたということで、自賠責の制度に上乘せしての請求があったことから示談が難航したということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、その示談に難航した中で、基本的に私はこういうふうに思っているんですよ。

当然、自賠責をする場合には、その比率からいくと、55対45ということは市のほうに非があるのやから、やっぱり被害を、双方に落ち度があるかわからんけれども、一応10%市側の非があったというんやったら、当然、市としては対象が市民の方、市の職員ではなしに、相手方に対して誠意を示すためには、そういうような手続は市がするのが本来の仕事やないですか、示談交渉の最中に。そうすれば、その後ほど出てくる450万のことにしても、もう少しお互い双方が折り合ったり、それなりの話ができたんやないかと。

最終的に和解交渉が45対55になったと。その比率はどういうような振り分けでそんなことになったのか。55対45、それはどなたが決めたんや。そこら辺ちょっと、もう一遍。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

過失割合の55対45につきましては、判例に基づきまして、自転車の右折と四輪車の直進の同条件の例が判例で幾つかございます。これに基づきまして、双方が協議というか意見の言い合いをした結果、市側が55%、相手方45%と決定された。判例に準拠した形で決められたものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その慣例がどうなのかわかりませんが、当然、事故を起こしたときには現場検証が行われたと思うんですわ、警察が来て。現場検証せんことには、この自賠責の保障なんかも全然出ませんからな。

警察の見解とかそういうようなことは、行政はどこまでつかんでみえるんやな、そうすると。慣例って、何の慣例があるんやな、これ。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

慣例ではなくて、裁判の判例でございます。済みません。

そして、警察の場合は、一般的な事故でもそうですけれども、現場検証をしてもらって、あなたが何割悪いとか、そういうふうなことは警察は申されません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、これは臨時会に出てきた和解案件ですから、特にこれを取り上げさせてもらったんですけど。

きのう役選も議会としてされて、議長さん、副議長さん、全部決まったわけですけども、基本的にこの事案が、和解が困難で示談がなかなか難航しておるということ、28年7月2日に人身事故を起こしたと。物損で8,520円の自転車の損害賠償を払ったと。それから後に、議会になぜ報告がないの、こんな問題があるということ、難航しておるということ。これは市長に聞きたい。

当然職員も、私は冒頭に申し上げたように、交通事故というのはやろうと思ってするもんやないと。きょうもテレビ報道がやっていますけど、あおり運転で逮捕されておる方が見えた。今、事故の車に、私はそんな結構なものをつけていないけれども、ドライブレコーダーというのかな、それであおり運転のことをやっておったけれども、やっぱりそういうようなことで、職員が乗る車にこういうようなドライブレコーダーをみんなつけて、やっぱりそういうようなこともせなあかんと思うんですけども、なぜ今までこの事案が難航しているということを議会に報告できなかったのかな、それは。そこら辺をちょっとお聞きしたい、市長に。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

この当該交通事故につきましては、平成28年9月の議会で、議員にも少し触れていただきましたが、物件の損害分に係る専決処分報告の際に、人身事故を伴っていることや過失割合などをご報告させていただいたところでございます。

しかしながら、相手方の損害の程度や症状等について、当時としてはまだ症状が固定をしておられませんでしたので、通院による治療中であったこととか、あるいは個人のプライバシー保護の観点から、詳細につきましては、この症状、あるいは状況の治癒後に、これを前提とした示談交渉を進め、示談の成立後に詳細のご報告をさせていただくというような判断のもとに、今回この臨時会にご報告をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議会には、物事の経過報告はなしに解決した段階で報告するべきものであると、そういうような認識でよろしいかな。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたように、被害者の症状が固定化しておりませんでした。そういうこともありましたので、あわせて個人のプライバシー保護という観点も当然あるわけでございますので、この治癒後を前提とした示談交渉を進めてまいりました。これが成立をいたしましたので、この議会にご報告をさせていただいて、議決をお願いしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

同じことを二遍も聞くつもりはないんやけれども、議会に対する経過報告はなぜしなかったかと聞いておるんですよ。こんな事案が発生しました。相手方の治療状況、損害賠償の額、それから和解案件について今協議しておると。そこで難航しておると。その最中で、一応は八千何ぼの自転車代を補償しておるんだから、専決しておるんだから。それで終わりやと私は思っておったんやけれども、この事案が出てきたと。

それで、プライバシーというけれども、それは当然、相手方のプライバシーを守っていただくのは当然かわかりませんが、議会に対してはやっぱり経過報告義務というのがあると思うんですよ。それによって、報告をした後に、今、被害額、相手方の治療期間等々は今未定やけれども、一応報告はしておきますと。その報告があつてしかるべきではないかということを知っておるんですよ、私は。そこをもう一遍聞きたいですわ。同じ答弁もうたで、同じ質問しますよ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

28年9月議会の段階で、その今の55と45の割合、それから示談交渉を進めていくという考え方を告示を当然させていただいたところあります。その間につきましては、先ほど申しあげたような背景をもって、私どもは先方との交渉を進めさせていただいてまいりました。

そして、これは議会と執行部との、まさに議会のルール、自治法に基づいて示談が成立をいたしましたので、その詳細も含めてこの議会へ告示をさせていただいておるということで、これはそのようにご理解をいただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ようわからんなあ、あんたのご答弁は。

基本的に、私はやっぱり259万2,470円の支払い、220万が自賠償やと。ただ、基本的には過失割合が55対45ということは、市が当然そういうような行為をせなあかんと。行為をした中で、議会に報告をして、一応、とりあえず、とりあえずというとおかしいけれども、たちまちその方の交通事故に遭われた方の生活保障、治療保障等々をやらんならんもんで、市側が自賠償のほうへ請求をし、そして請求をした中で二百二十何万の自賠償の保険が出ましたというような中で、基本的にそこら辺の手当てをした中で、その経過報告を議会に報告するというの第一のことやと

思う。

というのは、自治法でも決まっておるやんかな。180条による専決処分の案件で50万円を超えた場合については、議会の議決案件になるという項目があるわけですよ。それを経た中で、とりあえず、その自賠償の分については市側が請求をして、この250万の専決処分を議決案件として案件を上げて、なお、まだ相手方が完全に治癒をしてみえなかったので、今後双方が和解に向けて協議をしていくという手続が踏んでないから、私今回質問させてもらっておるんですよ。

ここにありますやろう、地方自治法第180条に専決処分で議会に報告、50万円を超えれば議決案件となるんだという文言がありますな。確認するけど、山本部長、あるな。どうですかな。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今、議員申された地方自治法第180条につきましては、50万円未満の少額な場合の事故等については専決処分ができるということになっておりまして、これは議員おっしゃるとおりでございます。今回はその額が50万円を超えておりますので、議決案件ということで、この臨時会に提案をさせていただいたところでございます。

それと、自賠償保険の関係につきましては、確かに市が請求できる部分と被害者の方ができる部分がございますが、この時点でまだ示談が成立をしていない状況での既払いという形での請求でありましたので被害者の方がされましたが、示談が全て成立した場合には市が行うことも可能でございまして、この段階で、被害者の方が請求された段階ではまだ示談が調っていない状況の中で、市がさせていただかなかったという理由でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一つお尋ねしたいんですけれども、その既払いの259万2,470円の支払った期日、年月日、それをちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

自賠償の224万円につきましては、平成29年6月14日に支払われたということでございます。あと、治療費と診断書については、その支払い日付までは把握はしておりません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

平成29年6月14日という、それはあれですけれども、あとのことはわからんと。そうすると、その差額の分、三十何万やわな、そこらも把握した中で行政というのは動かなあかんのと違いますかな、全て。

そんな把握してなかって、どこかから金が払われたと。33万幾ら、それは50万以下だから、

これは市が払っておるんですか、当然。市が払っておるんでしょう。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

224万円は自賠償から払っておりますけれども、この治療費と診断書については保険会社である全国市有物件共済会が支払っております。市からは直接払っておりません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

共済の窓口はどこですか、その保険金を支払っておるのは。どこが保険金を払っておるの。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

保険料につきましては、市が支払っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、その共済保険料を市が払っておるんやったら、当然、その治療費の三十何万も専決で出てこなあきませんやんかな。これが50万円以下だったら専決できますから。それも出てないですよ。何で出してないの。そこら辺の手続がしてないやんかな、そうでしょう。

手続、議会に対してその専決処分の報告がありましたかな。そこら辺ちょっと確認。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この治療費等の35万2,470円も含めて、今回全体の市の損害賠償額が出て、そこで45対55で案分して、今回、議決案件として出ささせていただいているということで、この治療費も今回の議決案件の中に含まれた金額でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

既払い金が平成29年6月14日に支払われておんのやんかな、それも含めてこの額になりますのやと、この議会に。そんなのわからんやないかな、私は。それが総額450万円を含めた七百何ぼという数字が出てくるんですか、それなら。

平成29年6月14日に、既払い金として治療費も含めた、その書類申請も含めて払っておるんでしょう。そうやのに、今回合算してそれが入っていますのやと、それはならんやないかなあ。既にお金が出ておるのやから。違う。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

既払い金につきましては、議決前に既払いの支払いができるのかと、そういうご質問であるかと思いますが、被害者保護の観点から、損害賠償金は概算払いができるということになっておりまして、損害賠償額の確定時に議会の議決を得ることになっております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これは、落合君と押し問答をやっておってもしょうがないことですから。

そうやけど、既払い金は平成29年6月14日に259万2,470円払っておると。自賠償の額は二百二十何万やと。その中には、治療費と申請費も含まれた中で既払い金が払われておるのやから。これと、この臨時会に出しておる合算にはならんと私は思う。

それから、今回の損害額が1,289万6,663円、市はゼロやと思うんですけども、市の過失割合は55%あれば、この1,289万6,663円に55%を掛けたら、709万3,164円になる。今回の議案の損害額は709万2,470円となるが、その差はどうですか、これは。この差。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

順を追ってご説明いたしますと、相手方の損害額、傷害と後遺障害を合わせて1,289万6,663円となっております。そこから、相手方の過失割合45%分と既払い額を引きますと、450万695円となります。計算上は450万695円となるんですけども、この示談交渉の中で、端数695円が調整されまして丸まった450万と、それで示談が成立したということで、示談の交渉の中でこの端数が調整された、切り捨てられたというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

695円まけてもらったということやな。こういうようなことですが、和解が成立したことはお互い納得してもうた中での解決策やと思えますけれども、やっぱり市長に申し上げたい。

議会とあなた方とは、常に言う二元代表制うんちくとよく市長言われるけど、議会に対しては、やっぱりその事案において、資料等、それから報告等を早急にさせていただきたい。そうせんことには、やっぱり、執行部側と議会側の情報伝達がスムーズにやってもらわんと、議会の機能が果たせないわけですよ、議会として。

やっぱり今回も情報が、なかなか議会に対しての情報が少ないもので、やっぱり今回のこの不祥事の件でもそうですけれども、選挙期間中、不祥事があったけど、職員の。これすらも大変困った、私は現職議員として。

やっぱり、情報というのは速やかに流して、そして早急に議会としての機能を、私ら議員18名おりますけれども、議会としての機能を果たさせていただきたい、私は。今ちょっと聞きたいのは、速やかにいろんな事案について情報提供をしていくのかどうか、その辺をちょっと最後に聞きたい

ですわ、市長に。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

全般として、今回の案件、二元代表制のもとに議決機関と執行機関がまさにそれぞれの役割を担って、そしてこの公の議会の場で議案としてご提示をさせていただいて、ご審議をいただいております。これは本当に議会と行政の法に基づき、その審議に基づき、正規のルールの中で適切にお願いをしておりますものでございまして、まさにこの議論が的確になされる、このことが肝要であろうというふうに思っております。

総じて、今までもそうではありますが、今後におきましても議決機関と執行機関の関係というのは、まさに公の場として、公の議論として開かれた市政を展開していくというのは当然のことでございますので、必要に応じて可能な限り、今までもそうですし、今後におきましてもそのような思いで対応させていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれいろいろなことで、被害を受けられた方、その事故を起こした職員が、しっかり職員については業務に励んでいただきたいし、市民の方には早いところきちっと回復をしていただきたいという思いがありますけれども、最後にもう一言言います。

市長、議会の審議権、それを重視していただいて、事業をやる場合については、その変更が生じた場合には速やかに関係資料を議会に対して提出して、議会の審議権というものを堅持していただきたい。そうせんことには、議会の機能を果たさんということで、やっぱり市民から議員としてお叱りを受ける。ほかの方は一生懸命やってみえるかわからんけれども、私自身はお叱りを受けることは本当に避けられたと思いますので、その点を申しつけて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について質疑をさせていただきます。

今回、災害復旧費についてということで、その災害箇所が網羅できているのかという点、そして、

災害発生防止に向けての取り組みについて、そして、財源についてという3点について通告をさせていただいております。その中で、順番でやっていきたいと思っておりますけれども、まずは、一番最初に、災害箇所が網羅できているのかという点について質疑をさせていただきます。

今回、この補正、ことしの夏から続きました台風12号、21号、24号、これらによって被災した公共土木施設及び文教施設の災害復旧に係る関係諸経費ということでありましてけれども、従来ならよく農林業関係の水路なり農道、林道とかも出てきている農業用施設、林業用施設、こういうところの災害復旧費、こんなのが今回特に出ておりません。

昨年、おととしとかのこの11月の臨時会での災害復旧費と比較しましても、今回1,100万円の災害復旧費ということですが、28年では7,285万円、昨年、29年度は5,010万円の災害復旧費ということで、昨年と比較しても5分の1近くまで少ないということでありまして。

そんなわけで、今回、この辺を見ますと、今回出されている分で市の把握されている今回の被害、これが網羅されているのかどうか、そういうふうにするわけですが、その点についてまず確認させていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

災害箇所につきましては、基本的に警報が解除になった後に職員でパトロールを行いまして、被災箇所の把握に努めるとともに、また各自治会や通行者の方から通報をいただきまして、被災状況を確認、把握させていただいております。

9月の台風21号、24号の被災につきましては、暴風による倒木がほとんどございまして、今回の被災箇所につきましては全て国からの補助の採択基準を満たさないような小規模なものでございまして、市の単独災害復旧事業として復旧を行うということになったものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

全体的に暴風による倒木が多かったということでありまして。

そんな中で、市の単独のものということでありましてけれども、単独災害復旧事業ということをおっしゃっていただきました。先ほど大澤部長もおっしゃったように、いつもなら、復旧債とか交付税措置のある起債とか、あと国庫補助事業とかもこの辺も出ておりますので、この辺はどうだったんだろうかなあというふうに思ったわけですが、昨年の宮崎議員による、ちょうど臨時会の質疑でも、まず繰越金とかあるんやからその辺から使えとか、この辺の質疑があつて、今回まさにそういうふうなことをされておるんやなあというふうに思って、私も宮崎議員がおっしゃったことについてはなるほどと思っていた部分がありましたので、この辺、そういうふうに措置されたんだろうなとは思ったんですけれども。

ただ、今回、国庫補助事業の採択基準には満たなかったとはあるんですけれども、先ほど一応全体の把握はされているようなことは言われたんですけれども、今回特に台風がいつもより小規模だったかどうかという意味では、どちらかという過去に例を見ないみたいなことも言われていた部

分もありまして、本当にこれだけで済んでいるんだろかなという部分もちょっと気になるところであります。

そんな中で、今後もこういったことが出てくるかもわからないと思うんですけども、その点はどうか、ちょっとその辺を聞かせていただきたいと思うんですけども、今回、社会教育施設災害復旧ということで、関の玉屋の土蔵しっくい補修とかも上げられています。よく、これは台風の後とかでは、伝建地区であるこの関宿の中でも町家の家屋が、小規模ではあるけれども、結構被害に遭っているところが多くて、やはり伝建地区の補修ということで、緊急的に補助金とかその辺の話もあると思うんですけども、今回そういった緊急の補修の話とかが余り聞こえていないというか、上がっていないわけですけども、こういった話はなかったのかどうか、その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

ご質問の関宿伝統的建造物群に対する修理修景事業の関係は、順次実施しておりますところですが、台風などの災害により関宿の景観を損なうような建物被害が発生した場合には、当該事業をもって可能な限り対応すべきものと考えているところでございます。

特に台風の通過後におきましては、担当課におきまして、市所有の文化財だけでなく、関宿の伝統的建造物についてパトロールの上、被災状況の把握、確認をしておりますところですが、今年度につきましては、台風12号、21号と大型台風の通過に伴いまして、1軒の個人所有の伝統的建造物の被災を確認しまして、所有者の方と協議を行ったところでございまして、幸いなことにほかに被災された建物があるようなご相談についてはいただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

関の家屋の被災については、1軒の相談があったということでありました。

そんな中で、ほかは上がってきていないという話ではあるんですけども、そんな話の中で、結構こういうふうな台風の被害というのは目立たないところで発生していたりすることがあって、それが後でわかってきたりするところもありますので、ちょっと先ほどもちらっと言いましたけれども、これは町並み保存の部分に関するものだけではありませんけれども、結構、山奥という言い方はおかしいですけども、先ほど言いましたように、農林関係の施設も後から出てくる部分もあるかもしれない。その辺の中で、今後こういった話が、この台風被害によるものやというふうに出てきた場合、市としてどういうふうな対処をされるのか、その点、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

建物修理修景には個人負担も生じ、また空き家となっている建物もございまして、担当課が把握し切れていない案件もひょっとしてあるかもわかりませんが、その場合には、担当課までご相談

いただければ、対応について考えてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

産業建設部所管分でありますけれども、林道につきましても同じように、先ほどご答弁させていただきましたようにパトロールのほうを行っております、また農道、水路等につきましては、これまで自治会等から特にご連絡もございませんので、今後、21号、24号に係る災害復旧については予算補正を提案させていただくことはない、そのように考えております。

後で見つかった場合、この後そういうこともあるかとは思いますが、あればまたご相談に乗らせていただきたいと思います。まず、現地確認から入らせていただくということになります。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ご相談ということで、補正で対応するのかどうかと、新年度になる可能性も当然あるわけでありましても、やっぱりきちっと必要な復旧はしていただきたいということでもあります。

先ほどちょっと言わせていただいたんですけれども、町並みの話ですけれども、景観を損なっているような部分是对応させていただきますということですが、玉屋のしっくいなんですけれども、これは土蔵は奥まったところでありまして、表から見えないところにあるんですね。それにはっきり言って緊急性があったのかどうかというふうにも思ったりはするんですが、やるなという意味じゃないです。やっていただくのは非常に結構なことではあるんですけれども、今までそういったことはどちらかというと後回しにされてきた部分がありまして、こういう話は。奥まったところとか、奥なので目立たないので、何かの折にまとめてやりますわみたいな感じのところもありました。

また、普通の通常の町並み保存の修景事業につきましては、再来年ぐらいまでもう予約待ちの状態であると。来年いっぱいぐらいかな。再来年まで、これは緊急を要するものでも待ってもらわなアカンかわかんみたいなことを担当課から聞いたこともありまして、去年は非常に多かったです。何とかこなししたような感じはありますけれども、このような雰囲気では修景自体が予約待ちの状態である、こんな話やったら、やはり緊急を要する修繕とかに対しても、言うても無駄やということで泣き寝入りしておるような状態もあるかもしれませんので、やはり先ほど佐久間部長おっしゃったように、相談が出てきたらまず真摯に受けとめてもらって、きちっと相談に乗ってもらうことは非常に重要だと思いますので、その上で適切な処置をしていただきたいと思います。

先ほどちょっと財源についてということの中で答えていただきましたけれども、こういった保存事業に関しては、やはり国庫補助というのがあるので、この国庫補助に合わせてやりたいという、こんな話もありましたので、どうしても市単で今まで余りやってこなかった部分がある。そういう意味では、今回市単でこういった奥まった土蔵までちゃんとケアするということは、これは非常に重要というか大事なことやと思っています。

今回、ちょっと個人の職員の名前を出して申しわけないですけれども、国から町並み保存に来ていただいておる方、この方の見解では、やはり表面だけ町並み保存していたらだめなんだと。やは

り奥まったところも含めてきちっと保存していく努力をしなければいけない、そんなことも言っていて、ああなるほどというふうに町並みの人間もうなずかされた部分もありまして、やっぱり表面的ではなくて奥まったところまできちっとやられるというような、この姿勢は非常に重要やと思いますので、この姿勢は保っていただきたいと思います。

どちらにしても、今後出てきた話については真摯に対応していただきたいと思います。

それでは、もう一つ言わせていただきました災害発生防止に向けた取り組みについてという点なんですけれども、今回、特に公共土木のほうの話で、倒木処理がほとんどであったみたいな話が出ていました。

ただ、もちろんこの倒木処理、必要なものであります。どんどんやっていただかなければという部分でありますけれども、ただこの中で、以前から市民の方にこれ大丈夫なんかと言われていたような箇所でも今回倒木があって、私もその話を聞いて、もう一回飛んでいった覚えがあるんですけれども、そうしたら早速、業者さんが来られて片づけてみえたもんで、何とかちゃんと対応はしてくれたんやというふうに思ったんですけれども、これは民地ではなくて市所有の土地だったんですね。

やはりこれは前から状況によって車両の通行にも支障が出るような、そういうふうな木の状態やったということで、やはりこういった倒木が起きたら、市民の方としてはそれみたことかと。ふだんから管理してへんからこんなことになるんやというふうな話にはなっていってしまうので、担当課と話をしていましたら、やはり一遍に切ってしまう方がいいというものではないというような部分で考えてやってはもうとったんですけれども、こういったケースに市民の方の理解を得られるようになるには、あえてふだんからきちっとした対応というのは必要になってくるとは思うんですけれどもね。

ちょっといろいろと言いましたけれども、こういった災害に対して、この災害をできるだけ防ぐという点につきまして、今回のケースから反省点というか取り組みについて、何か考えるところがあるのかどうか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

災害防止ということでありまして、まず一般的なこととしまして、道路・河川につきましては、先ほども申し上げましたように職員による日常のパトロールを行っておりまして、例えばそのパトロールの中で、道路の側溝に落ち葉とか、そういうようなもので水はけが悪いような状況があれば、職員により除去を行って、災害の未然防止にこれもつながるということで努めておるようなところがございます。河川につきましても、水の流れを阻害しているような土砂等についても、できる範囲で対応を図って、災害防止に努めておるというようなところがございます。

次に、木の問題でありますけれども、道路に木とか竹とかで支障になっている場合でありますけれども、緊急を要する場合につきましては、道路管理者といたしまして市のほうで除去等の対応を行っているところでございます。

道路上の安全な通行を確保するために、そのような木々が道路上に入ってはいけない空間、建築限界というんですけれども、車道の場合、上に4.5メートル、歩道の場合ですと上空2.5メートル、この範囲内には障害となるものを置いてはならないと道路法で定められておりますことから、

土地の所有者の方へお声をさせていただきます、まずは対応をお願いしておるというような状況でございます、当然市の所有地であれば市において対応するというのが現状でございます。

今後もパトロール等によって確認した場合には、適宜処置を講じまして、災害防止に努めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今後の対応のことを、それなりの決意を持ってやっていただくんだなというふうに私としては思いましたので、何とかそれでお願いしたいと思います。

一つだけ、ちょっと申し上げておきます。先ほど建築限界という話がありましたけれども、4.5メートル以内はちゃんと切つてある状態であっても、その私に指摘された方も言われたんですけども、雨が降ると、その重みで1メートルぐらいは落ちてくるわけですね。そういったこともありますので、やはりふだんからのパトロールと言われましたけれども、その中でその辺もきちっと見ていていただきたいなと思います。

28年が7,285万、29年が5,000万、今回が1,100万ですか。減ってきているのは、それはそういった対策が講じられた結果とも言えるかもしれませんが、それこそ災害に強いまちづくりというのが進んでいる証拠なのかもしれません。もちろん台風の規模とかもあるかもわかりませんが、やはりそれが本当に災害に強いまちづくりになっているんやというふうに言えるように、ぜひ今後も管理のほうをきちんとしてやっていただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑、通告に従いさせていただきます。

今回、議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてお伺いします。

災害復旧費ということで、全体の内容について伺っていきたくはありますが、まず今回、やっぱり先ほども伺ったように、倒木がこれほどたくさんあった災害復旧というのは私もすごいなあと思って、額面は少ないにしてもたくさんのお金が使われたんだなあと思って、これの原因としては、それは風が強かったこともあるんでしょうけれども、山の管理とかいろんなことも今後は考えていかないかのかどうなのか、私もよくわかりませんが、このまず倒木が多い道路橋梁災害復旧事業の内容についてから伺っていきたくは思います。

この内容についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

道路橋梁災害復旧事業550万円の内容でございますけれども、9月の台風21号、24号は暴風による風台風でありまして、最大風速が毎秒32メートルから36メートルとなっております、屋外での行動は極めて危険な状態でございます。そのようなことから、多くの倒木被害が発生したものであると考えております。

復旧事業の具体的な内容でございますけれども、まず台風21号の被害といたしまして、倒木竹が10件、カーブミラーの折損が1件の計11件、予算では250万円となっております。また、台風24号でありますけれども、倒木竹が11件、のり面の土砂崩れ1件、道路の中央部が流出1件、路肩の崩壊1件の計14件、300万円ということで計上させていただいております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

さまざまな市の施策の中で、いわゆる民有地ですと、なかなか対応していただけないということが間々あるわけなんですけれども、こういう災害のときには民有地にある木でも対応をきちんとしていただいているのかどうかということの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

民有地の倒木対応でありますけれども、道路上の上に倒れて通行の支障となった場合につきましては、緊急を要するということから、民地及び官地からの倒木、それにかかわらず、市において緊急的に伐採等の対応をさせていただいておるというような状況でございます。

また、撤去した木の処分でございますけれども、原則としまして、もとの敷地内に戻させていただくということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

道路の通行を妨げるものは、どこの木であろうが緊急的にきちんと取り除いていただいているということで、先ほどの伊藤議員の質疑でもありましたけれども、パトロールをすぐにしていただく中で、こういう何十カ所もの倒木を見つけていただいて処理をしていただいたということがわかりました。

一応、これは私も何件か倒木の通報をいただいた中で見せていただいたことがあるんですけれども、どのような流れでこの復旧事業、先ほどパトロールで見つけていただいた、あるいは通報があるということですが、どういう流れで復旧に行くのかということをちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど伊藤議員にも少しご答弁をさせていただいておりますけれども、まず警報が発令されますと災害対策本部が立ち上がりますので、そこで情報を集約して、担当部署へ情報を共有して対応さ

せていただいております。もし災害箇所を発見されましたら、まずは市役所のほうへご連絡をお願いしたいと思っております。

また、災害箇所の把握につきましては、基本的に台風が通り過ぎた後に職員において道路のパトロール等を行いまして、状況の把握にまずは努めております。それとともに、職員でできる範囲において通行の支障となる状況の解消、これに努めておるといような状況でございます。

また、職員で対応ができない倒木の処理等につきましては、当然業者に依頼をいたしまして、早急に通行できるよう努めておるところでございます。

そのほか、自治会から通報等をいただいた場合につきましては、まずは現地確認をさせていただきまして対応のほうをさせていただくと、このような流れになってございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回は本当に倒木が多かったものですから、一体どこに通報したらいいのかわからなかったとか、あと自治会長さんも、民地であれば自治会長が動くべきなのかどうかかわからなかったとか、いろいろなケースがありました。

だから、ワンストップで、今さっきおっしゃいましたけど、とにかく自治会長さんであろうがどなたであろうが、ワンストップで市役所に通報すれば解決していただけるということの確認、あと電線の上に倒木がということもあったんですけども、その電線についても中電ばかりではないらしくて、いろんな電線があるらしくて、そこもわからなかったという話もありますし、そういうことも含めて市役所に一回通報すれば解決していただけるということの、これでいいんですねと確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

災害箇所、電線等も含めまして、まずは原則といいますか、まずは自治会からのご連絡というような形でお願いしたいと思っておりますけれども、当然、個人の方から連絡、通報をいただいた場合には、そのように関係部署との調整もしまして、対応のほうをさせていただくということになってまいります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回、すごい数であったということなんですけれども、倒れてしまったものはよくわかりやすいんですけれども、この風によって傷がついたとか、だんだんと枝が、例えば枝先が落ちてくるとか。愛知県で一度事故があったと思うんですね。高いところの枝先が落ちてきて、子供に当たって死亡事故がたしかあったと思うんですけれども、そういうことも含めて予防ということを考えていかなくちゃいけないと思うんですけれども、先ほど、市道沿いの木をお持ちの方に注意喚起をされているという話もありましたけれども、そういうことも含めて、予防についてはどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

倒木等の予防ということでありますけれども、広報「かめやま」で、毎年道路にはみ出している樹木などの伐採のお願いという記事も載せておりまして、その中で、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの範囲内に障害となるものを置いてはならないということで、ご協力のほうを、土地を所有する人は安全確保と事故防止のために定期的な伐採などを行い、適切な維持管理をお願いするというようなことで広報のほうにも載せさせていただきまして、所有者の方にまずはお願いをしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

所有者だけでは、所有者がその木の知識を持っているかは、全部任せていても難しいと思いますので、道路パトロールの方もぜひ気をつけて、上のほうも見ていただきたいなと思います。

次の河川災害についても内容をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

河川災害復旧事業100万円の内容でありますけれども、こちらは台風24号におきまして、関町市瀬地内の普通河川、上市瀬谷川の河川内に倒木及び土砂が堆積をしております、川の流れを阻害している状況ということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これは、これからやっていただくということなんですかね。

今、道路のことと河川のこととお伺いしてきまして、私、言わないでおこうかなと思ったんですけど、さっき伊藤議員の答弁の中で、農道や林道についてご相談がなかったということが答弁であったので、私は農道の倒木についてご相談を受けてきちんと報告していますので、ぜひ精査していただいて、道路と同じように今後のことについてやっていただきたいなと思います。これについては答弁は要らないです。

次の公園施設等災害復旧事業の内容について、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

公園施設災害復旧事業240万円の内容でございますけれども、台風24号によりまして、みずほ台地内のみずほ台第2公園内の高さ4メートルのフェンスが延長36メートルにわたり転倒しております。そのことから、復旧する経費を計上したものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

公園のフェンスなどが風を受けるというのが、すごく私も驚いたんですけども、これは高さ4メートルで、36メートルということなんですけれども、同じものをまた設置されるということですか。再発防止という意味で、何かちょっと違うことをしていくということもあるんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

原則、同じもので復旧するというので、そのような予算を計上しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

かなり老朽化していたのであれば、新しくなればすぐにそういうことにはならないかもしれませんが、やはり再発予防という意味で、きちっとしっかりとやっていただきたいなと思います。

次の公立学校施設の復旧事業について、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

公立学校施設災害復旧事業93万円の内容でございますが、亀山東小学校の西側出入り口体育館側に設置しております門扉取りかえ修繕の1件でございます。

これは、9月の台風21号の強風によりアルミ製伸縮両開きタイプの門扉が破損しましたので、その原状復旧を行うための費用でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これは私も見てまいりました。非常に金属がねじれて、もう切れているような状況で、風によってこんな恐ろしいことになるんだなあとと思ってびっくりしましたが、倒して、脇にどけてある感じなんですけれども、そのまま今の状況として問題ないのかどうかだけお伺いしておきたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在の対応状況でございますが、門扉の片側が完全に損壊しておりまして、これにつきましては既に撤去させていただいて、傍に置かせていただいています。このようなことから、夜間につきましては、現在、樹脂製の鎖のようなものをかけて、関係者意外立入禁止の表示を行っております。

現在、たちまち大きな支障はございませんが、学校が県道沿いで、学校においても車両の出入りが多い箇所でございますので、学校管理上、早期に復旧することが望ましいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これも先ほどの質問と一緒に聞きたいんですけど、再発予防という意味で、全く一緒のものをつけたのでは、例えば全く一緒のことが起こってくる可能性もあるんじゃないかなあという気もするんですけど、例えばそれは管理の仕方、台風の前になったら、例えば開きっ放しにしないでまとめて縛っておくとか何かするのかどうか。あるいは、同じものじゃなくて違うものをつけていくのか。何か再発予防という観点で考えていることがあれば、お聞かせいただきたいんですけど。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回、修繕については全く同様のものをまた設置、取りかえ修繕というようなことで計画しております。

今後の対応につきましては、台風ということで、ある程度進路が予想されますので、議員ご指摘のように事前にロープ等でくくりつけるとか、そういう対応も検討してきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回、こうやって台風の補正として上げていただいたんですけど、一年を通して、夏と秋には台風がございまして、3月にも春の嵐みたいな暴風があります。同じようにこんな門扉、各学校いろいろ同じようなものがあると思うんですけど、同じように風で壊れた場合もきちんと対応していただいているんですね。確認だけさせてください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

災害等の対応については、させていただきます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

昼生小学校でも同じような門扉があって、今度学童保育が立つ場所に、やっぱりそれも壊れて、この春の嵐で壊れて倒して置いてあるんですね。同じような災害だと思うので、これもきちんと対応していただくんだと思いますけれども、あわせてお願いをしていきたいと思っております。

次に、最後の社会教育施設災害復旧事業の内容について、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

社会教育施設災害復旧事業につきましては、4つの施設がございまして、

まず7月に発生いたしました台風12号によりまして、関町木崎の東の追分1の鳥居の天端の銅板が暴風により剥落しましたので、それを復旧するものでございます。

また、同じく台風12号によりまして、関町中町の関宿旅籠玉屋歴史資料館の土蔵のしっくい剥落しましたことから、部分補修を行うものでございます。

また、同じく台風12号によりまして、西丸町の加藤家屋敷跡の主屋北側の壁が一部剥落しましたので、修復するものでございます。

最後に、9月に発生いたしました台風21号によりまして、西町の旧館家住宅の塀が暴風により若干傾きましたので、立て起こした上で、控え柱や屋根等の補修を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回のこれ、人的被害がなかったのよかったですけれども、特に鳥居の巻いてある銅板が暴風で取れたというのは、これがもしまた暴風で飛んでいったら大変な事故につながっていたんじゃないかなあと思って、これについては多分研究していただいて、再発予防ということできちっとしていただいていると思うんですけれども、そこについてだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

議員ご指摘のとおり、また同じようなことが起こらないよう、しっかりと施工してまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質疑は終了し、議案第67号及び議案第68号に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第67号及び議案第68号の2件については、お手元に配付してある付託議案の一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

教育民生委員会

議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について

予算決算委員会

議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（小坂直親君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため、暫時休憩をいたします。

(午前 11時29分 休憩)

(午後 4時30分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、各常任委員会にその審査を付託しました議案第67号及び議案第68号の委員会における審査の経過と結果について、各常任委員会委員長から報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について

原案可決

平成30年11月13日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

原案可決

平成30年11月13日

予算決算委員会委員長 岡 本 公 秀

○議長（小坂直親君）

初めに、福沢教育民生委員会委員長。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、本日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定については、亀山市太岡寺町地内において発生した庁用車両による人身事故に伴う損害賠償について和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、事故発生後、議会へは平成28年9月に物件損害分の専決処分の報告があつて以降、何も報告がなかったことについて質疑があり、これについては、被害者の症状が固定されていなかったこと、またプライバシー保護の観点から報告は行わなかったとの答弁でありました。

次に、損害賠償額の内訳について質疑があり、これについては、傷害部分が339万2,279円、後遺障害部分が950万4,384円であるとの答弁でありました。

次に、既払い金を支払っていることについて質疑があり、これについては、被害者保護の観点から概算払いができること、また自賠責保険の仕組みにより支払われているとの答弁でありました。

次に、後遺障害等級12級13号の程度について質疑があり、これについては、14級ある中の12級で、局部的に神経症状を残すものであるとの答弁でありました。

なお、議会への説明責任がなされていないことから、事故の状況については詳細に報告するとともに、状況に変化があったときの経過についても報告すべきであるとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本予算決算委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、本日、当委員会を開催し、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、産業建設分科会及び教育民生分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、本日、市長、副市長初め関係部長の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

その結果、議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。
次に、議案第67号及び議案第68号の2件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について、一括して起立により採決を行います。
採決に先立って、この際お諮りします。
起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。
起立採決により、着席している場合は反対とみなすことにします。
それでは、議案第67号及び議案第68号について、起立により採決を行います。
本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席ください。
起立全員であります。
したがって、議案第67号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定については、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第3、特別委員会の設置についてを議題といたします。
委員会条例第6条の規定により、亀山駅周辺整備事業について、事業の推進、予算の執行に当たり、現状把握に努めるとともに議論の過程で明らかとなった課題、問題点について調査検討を行うことを目的とし、委員8名をもって構成する亀山駅周辺整備事業特別委員会を設置したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。
委員8名をもって構成する亀山駅周辺整備事業特別委員会を設置することに決定しました。

次に、この特別委員会は議会の閉会中にも調査できるものとし、設置期間を議員の任期である平成34年10月31日までといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

この特別委員会は議会の閉会中にも調査できるものとし、設置期間は議員の任期である平成34年10月31日までとします。

本日の会議時間が議事内容によって延びる場合がありますので、あらかじめ延長をいたしておきます。

暫時休憩します。

(午後 4時40分 休憩)

(午後 5時01分 再開)

○議長(小坂直親君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告します。

先ほど設置いたしました亀山駅周辺整備事業特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名しました。

また、ただいま亀山駅周辺整備事業特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。委員及び委員長・副委員長については、お手元に配付いたしました文書※本頁掲載のとおりでございますので、ご報告します。

※
亀山駅周辺整備事業特別委員名簿

	議席	氏名
委員長	14番	前田 耕一
副委員長	16番	服部 孝規
委員	1番	草川 卓也
	4番	今岡 翔平
	6番	尾崎 邦洋
	7番	中崎 孝彦
	10番	森 美和子
	18番	櫻井 清蔵

○議長(小坂直親君)

以上で、本臨時会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

したがって、平成30年第1回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

(午後 5時02分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年11月13日

臨時議長 小坂直親

新議長 小坂直親

1番 草川卓也

10番 森 美和子